

○沼田市小水道条例施行規則

平成25年3月29日

規則第9号

改正 平成26年3月17日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、沼田市小水道条例（平成25年条例第17号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第4条の申請書は、小水道事業経営許可申請書（別記様式第1号）とする。

2 条例第4条の規則で定める書類（図面を含む。）は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

3 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 小水道事業の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況
- (2) 給水区域及び給水人口
- (3) 給水開始の予定年月日
- (4) 工事費の予定総額及びその予定財源
- (5) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図

4 第2項第2号の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 1日の最大給水量及び1日の平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果（原水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。）に関し行った試験の結果をいう。）
- (4) 浄水方法
- (5) 排水管における最大静水圧及び最小動水圧
- (6) 主要な小水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図及び断面図
- (7) 導水管^{きよ}渠、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- (8) 工事の着手及び完了の予定年月日

(小水道事業変更許可申請書等)

第3条 条例第7条第2項において準用する条例第4条の申請書は、小水道事業変更許可申請書(別記様式第2号)とする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第7条第2項において準用する条例第4条の規則で定める書類(図面を含む。)について準用する。この場合において、前条第2項第3号の規定中「給水区域が」とあるのは「給水区域又は給水人口を変更する場合にあっては、給水区域が」と、同条第3項及び第4項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

3 小水道事業者は、住所若しくは氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)又は小水道事業の名称その他の小水道事業経営許可申請書に記載した事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(給水開始の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、小水道給水開始届(別記様式第3号)に、当該小水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類を添付して行うものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)によって行うものとする。

(休止又は廃止の許可)

第5条 条例第9条の規定により休止又は廃止の許可を受けようとする小水道事業者は、小水道事業休止・廃止許可申請書(別記様式第4号)に休止又は廃止する区域を明らかにする図面を添えて、当該事業の休止又は廃止をしようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

(設置の届出等)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届(別記様式第5号)に次の書類及び図面を添付して行うものとする。

(1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図

(2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項(同表21の項から31の項までの事項を除く。)について行った検査の結果を明らかにする書類

(3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類

2 第4条第2項の規定は、前項第3号に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

3 第1項の届出をした者がその届け出た事項を変更したときは、専用小水道・専用自家水道変更届（別記様式第6号）に、同項各号に定める書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。

4 条例第11条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道休止・廃止届（別記様式第7号）により行うものとする。

（水質検査）

第7条 条例第12条の規定により行う定期の水質検査は、水質基準に関する省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1月ごとに、同表3の項から51の項までに掲げる事項については1年以内ごとに2回行うものとする。ただし、1年以内ごとに2回行う水質検査について、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができる。

2 条例第12条の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがある場合その他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。

3 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者（以下「小水道事業者等」という。）は、前2項に定めるほか、当該小水道により供給される水について、毎日1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

4 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を記載した書類を当該水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、第1項又は第2項に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

（消毒その他衛生上必要な措置）

第8条 条例第13条第1項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒に必要な措置は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/l（結合残留塩素の場合は、0.4mg/l）以上を保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5mg/l）以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

2 前項に定めるもののほか、小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 条例第13条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用い

て、給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l（結合残留塩素の場合は、1.5mg/l）以上を保持するように消毒することとする。

- (1) 液体塩素
- (2) さらし粉
- (3) 次亜塩素酸ソーダ
- (4) 塩素ガス

（立入検査の身分証明書）

第9条 条例第15条第2項の証明書は、身分証明書（別記様式第8号）とする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

小水道事業経営許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

小水道事業経営の許可を受けたいので、沼田市小水道条例第4条の規定により、次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
事業経営区域	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事設計書
- 3 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

様式第2号（第3条関係）

小水道事業変更許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名 ㊞

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

小水道事業の変更の許可を受けたいので、沼田市小水道条例第7条第2項において準用する第4条の規定により、次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
変更事項	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 工事設計書
- 3 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

様式第3号（第4条関係）

小水道給水開始届

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名 ㊞

（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け沼 第 号で許可された小水道の給水を開始するので、沼田市小水道条例第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

小水道事業の名称	
給水開始年月日	
給水区域	
給水人口	
水質検査の結果	別添のとおり

様式第4号（第5条関係）

小水道事業休止・廃止許可申請書

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け沼 第 号で許可された小水道事業を休止・廃止したいので、沼田市小水道条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

小水道事業の名称	
廃止しようとする年月日	年 月 日
休止しようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止又は廃止の区域の戸数及び人口	
休止又は廃止の理由	

添付書類 休止又は廃止する区域を明らかにする図面

注 不要な文字は、消してください。

様式第5号（第6条関係）

専用小水道・専用自家水道設置届

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名

Ⓔ

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

次のとおり専用小水道・専用自家水道を設置したので、沼田市小水道条例第11条第1項の規定により届け出ます。

小水道名	小水道別	設置者住所氏名
設置年月日	設置事務所所在地	
給 水 場 所		
給 水 対 象 人 員		
給 水 量	1日平均	1/人 m ³ /日
	1日最大	1/人 m ³ /日
水源の種別及び水量の概算		1/秒 m ³ /日
取 水 地 点		
浄 水 方 法		
給 水 開 始 年 月 日		
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額		
変 更 年 月 日		
工 事 関 係	設 計 者	
	施 工 業 者	
	着 工 年 月 日	
	完 成 年 月 日	
	工 事 費 総 額	
滅 菌 設 備	型式	容量 基数

添付書類

- 1 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- 2 水質検査の結果を明らかにする書類

様式第6号（第6条関係）

専用小水道・専用自家水道変更届

年 月 日

沼田市長 様

住 所
氏 名 ㊞
(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

次のとおり専用小水道・専用自家水道を変更したので、沼田市小水道条例施行規則第6条第3項の規定により届け出ます。

小水道名	小水道別	設置者住所氏名
設置年月日	設置事務所所在地	
給 水 場 所		
給 水 対 象 人 員		
給 水 量	1日平均	1/人 m ³ /日
	1日最大	1/人 m ³ /日
水源の種別及び水量の概算	1/秒 m ³ /日	
取 水 地 点		
浄 水 方 法		
給 水 開 始 年 月 日		
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額		
変 更 年 月 日		
工 事 関 係	設 計 者	
	施 工 業 者	
	着 工 年 月 日	
	完 成 年 月 日	
	工 事 費 総 額	
滅 菌 設 備	型式 容量 基数	

添付書類

- 1 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図
- 2 水質検査の結果を明らかにする書類

注 小水道名、小水道別、設置者住所氏名、設置年月日、設置事務所所在地及び変更年月日のほかは、変更事項に係る項目のみを記入してください。

様式第7号（第6条関係）

専用小水道・専用自家水道休止・廃止届

年 月 日

沼田市長 様

住 所

氏 名 ㊞

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

次のとおり専用小水道・専用自家水道を休止・廃止したので、沼田市小水道条例第11条第2項の規定により届け出ます。

小 水 道 名	
休 止 又 は 廃 止 の 別	
休止又は廃止した年月日	年 月 日
休 止 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日
休止又は廃止をした小水道施設により、居住又は飲用に必要な供給を受けていた者の数	
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	

注 不要な文字は、消してください。

様式第8号（第9条関係）

（表）

沼 第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 氏 名
この者は、沼田市小水道条例第15条第1項の規定により、小水道の工事現場、事務所又は小水道施設のある場所に立ち入って検査を行う職員であることを証明する。
年 月 日
沼田市長 印

（裏）

- この証明書は、沼田市小水道条例第15条第1項の規定により小水道の工事現場、事務所又は小水道施設のある場所の立入検査をする場合には、必ず携帯しなければならない。
- この証明書は、関係者の請求があったときは、提示しなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証明書を紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)

様式第8号 (第9条関係)